

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月22日

【会社名】 株式会社LIFULL

【英訳名】 LIFULL Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 伊東 祐司

【最高財務責任者の役職氏名】 -

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地4

【縦覧に供する場所】 株式会社LIFULL大阪支店

(大阪市北区梅田三丁目3番20号)

株式会社LIFULL名古屋支店

(名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員 伊東祐司は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、当社グループとしての財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループにおける財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性という観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、上記以外の連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは個人のユーザーとクライアント企業に対し不動産・住宅情報サービスを提供することを主たる事業としており、物件情報掲載のためのプラットフォームの提供やユーザーの送客サービスが収益獲得への重要な活動であることを鑑み、重要な事業拠点の選定指標として売上収益が適切であると判断しました。当事業年度末の運用状況の評価において全社的な内部統制は有効であることを踏まえ、各事業拠点の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していく、連結売上収益の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。また、質的影響の観点から、評価範囲外となっていた拠点が当社グループの事業目的の遂行上重要な拠点となっていないか検討しています。上述の事業の特性から、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上収益、売掛金（未収入金、固定化営業債権含む）、給料及び手当、及び広告宣伝費に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案し重要性の大きい業務プロセスとして有価証券プロセス、ソフトウェアプロセス、未払法人税・税効果会計プロセス等を評価対象としています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。